

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号
相続税決定処分等取消、差押処分取消請求上告及び上告受理申立事件
国側当事者・大阪国税局長
平成20年10月16日棄却・不受理・確定

決定事項

上告人の上告理由が民事訴訟法312条1項又は2項(上告の理由)所定の場合に当たらず、申立人の上告受理申立ての理由は民事訴訟法318条1項(上告受理の申立て)に規定する事件に当たらないとして、上告人の上告が棄却され、上告受理申立てが上告審として受理されなかった事例

決定要旨

省略

(第一審・大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成18年10月25日判決、本資料256号-291・順号10551)

(控訴審・大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成19年4月17日判決、本資料257号-82・順号10691)

決定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

【決定】

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成20年10月16日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 泉 徳治

裁判官 甲斐中 辰夫

裁判官 涌井 紀夫

裁判官 宮川 光治

当事者目録

上告人兼申立人	乙
同訴訟代理人弁護士	山内 良治ほか
被上告人兼相手方	大阪国税局長 若狭 正幸
同指定代理人	宗野 有美子